大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校における研究インテグリティの確保に関する規程

令和５年１月６日

規程第１号

（目的）

第１条　この規程は、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）における研究インテグリティの適切な確保に関し必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において研究者とは、大学等において研究活動を行う全ての者をいう。

（学長等の責務）

第３条　大阪公立大学長及び大阪公立大学工業高等専門学校長は、大学等における研究インテグリティの確保のため、マネジメント体制の整備を図るものとする。

（研究者の責務）

第４条　研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

２　研究者は、第６条で規定する研究インテグリティ・マネジメント委員会が定める研修プログラムを受講し、確認書を提出しなければならない。なお、研修プログラム及び確認書の内容等については、別途、研究インテグリティ・マネジメント委員会にて定めるものとする。

（統括責任者）

第５条　大学等に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括するため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、大阪公立大学研究戦略、国際戦略担当副学長及び大阪公立大学工業高等専門学校教務担当副校長をもって充てる。

（研究インテグリティ・マネジメント委員会）

第６条　研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、学術研究推進本部の下に研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第７条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項

(2)　研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項

(3)　研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項

(4)　研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定又は改廃に関する事項

(5)　その他大学等の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

（組織）

第８条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　大阪公立大学研究戦略、国際戦略担当副学長

(2)　大阪公立大学コンプライアンス担当副学長

(3)　大阪公立大学工業高等専門学校教務担当副校長

(4)　大阪公立大学長が指名する副学長（第１号及び第２号に掲げる者を除く。）若干名

(5)　本部事務機構学術研究支援部長

(6)　その他委員長が必要と認めた者

（任期）

第９条　前条第６号に規定する委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第10条　委員会に委員長を置き、第８条第１号に規定する委員をもって充てる。

２　委員会に副委員長を置き、第８条第２号に規定する委員をもって充てる。ただし、大阪公立大学工業高等専門学校に関する事案の場合にあっては、同条第３号に規定する委員をもって充てる。

３　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第11条　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第12条　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（研究インテグリティ・マネジメント専門委員会）

第13条　委員会に、懸念リスクに係る情報を分析し、研究インテグリティを確保するため

の対応策を検討させるため、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

２　専門委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（事務）

第14条　委員会及び専門委員会の事務は、本部事務機構学術研究支援部研究推進課において行う。

（相談窓口）

第15条　研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、相談窓口を置く。

２　前項の相談窓口に担当者を置き、本部事務機構学術研究支援部研究推進課の職員をもって充てる。

３　相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて、統括責任者に報告するものとする。

（危機事象に関する報告）

第16条　統括責任者は、研究インテグリティの確保に関して、公立大学法人大阪危機管理規程第３条に規定する危機事象に相当する事象が発生したと判断したときは、当該事象の状況等について、速やかに大阪公立大学長及び関係する部局等の長に報告するものとする。ただし、大阪公立大学工業高等専門学校に関する事案の場合にあっては、大阪公立大学工業高等専門学校長に報告するものとする。

（雑則）

第17条　この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和５年１月６日から施行する。

２　公立大学法人大阪定款（令和４年４月１日施行）附則第２項の規定により存続する大阪府立大学及び大阪市立大学については、本規程を適用する。この場合において、規程第１条、第２条、第３条、第５条、第７条第５号中「大阪公立大学」とあるのは「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と、規程第３条及び第16条中「学長」とあるのは「大阪公立大学長又は大阪府立大学長若しくは大阪市立大学長」とする。

附　則（令和６年８月８日規程第207号）

この規程は、令和６年８月21日から施行し、令和６年４月１日から適用する。